

## 八戸工業高等専門学校いじめ防止等基本方針

八戸工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文科科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー（平成 26 年 3 月 27 日理事長裁定。以下「ポリシー」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた学生の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものと認識し、本校における全ての学生が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため「八戸工業高等専門学校いじめ防止等基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

### 【基本方針】

#### （いじめの定義）

第 1 本基本方針において「いじめ」とは、本校の学生に対して、本校に在籍している等当該学生と一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### （基本理念）

第 2 いじめの防止等のための対策は、いじめが本校の全ての学生に関係する問題であることに鑑み、学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、本校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として行う。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての学生がいじめを行わず、及び他の学生に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが学生の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する学生の理解を深めることを旨として行う。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた学生の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、本校、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に行う。

#### （いじめの禁止）

第 3 学生は、いじめを行ってはならない。

#### （本校及び本校の教職員の責務）

第 4 本校及び本校の教職員は、法及び基本理念にのっとり、学生の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する学生がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

### 【いじめの防止に関する措置】

#### （対策基本方針）

第 5 本校は、ポリシーおよび国の基本方針を参酌し、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を策定し、ホームページ等により公表する。

2 本校は、より実効性の高い取り組みを実施するため、策定した基本方針が実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行う。

(措置)

第 6 本校におけるいじめの防止等のため、次の措置を講ずる。

2 共通理解を図る措置

- 一 いじめの態様や特質、原因・背景、指導上の留意点などについて、教員会議や諸委員会で周知することにより、教職員間での共通理解を図る。
- 二 校長講話やホームルーム等の機会を通じ、校長や担任などがいじめ問題に触れ、学生にいじめは人間として絶対に許されない行為との意識を醸成する。

3 いじめに向かわない態度・能力の育成

- 一 課外活動や寮生活などの機会を含め、学校の教育活動全体を通じて、自己の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- 二 インターンシップなどを通じて課題解決能力やコミュニケーション能力を育成し、良好な人間関係を築く力を養う。

4 自己有用感・自己肯定感の育成

- 一 学生が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、学生の自己有用感が高められるよう努める。
- 二 地域貢献活動など、学生が他者の役に立っていると感じ取ることができるような活動への積極的な参加などにより、自己肯定感の発達を促すよう努める。

【早期発見の措置】

(取組)

第 7 本校におけるいじめを早期に発見するため、本校に在籍する学生に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 いじめの早期発見のために次の点に留意する。

- 一 ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で関わり、情報を共有する。
- 二 アンケートや個人面談を通じ、学生の生活実態や人間関係の悩みなどについてきめ細かく把握する。

(相談体制)

第 8 本校は、学生及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（以下「相談体制」という。）を整備する。

2 本校相談室の相談体制や機構の健康相談室をはじめとした相談体制について、学生に継続的に周知する。

3 相談室運営委員会を中心に、保健室等も活用しながら相談しやすい環境・体制を構築し、相互に連携しながらいじめの早期発見及び再発防止に努める。

(教職員の資質向上)

第 9 本校は、教職員に対し、いじめ防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第 10 本校は、在籍する学生及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行う。

(いじめの防止等の対策のための組織)

第11 本校は、本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、本校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめ防止等対策委員会（以下「委員会」という。）」を置く。

2 委員会に係る必要な事項は、別に定める。

#### 【実際の対応】

(いじめの発見や通報を受けたときの対応)

第12 本校は、いじめの通報を受けたときその他本校に在籍する学生がいじめを受けていると思われるときは、速やかに組織的に当該学生に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を機構理事長に報告するものとする。

2 本校は、事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、本校の複数の教員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた学生又はその保護者に対する支援及びいじめを行った学生に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

3 本校は、必要があると認めるときは、いじめを行った学生についていじめを受けた学生及びその他の学生が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた学生が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

4 本校は、教職員が支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた学生の保護者といじめを行った学生の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずる。

5 本校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、本校に在籍する学生の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 本校の校長および教員は、本校に在籍する学生がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条の規定に基づき、適切に、当該学生に対して懲戒を加える。

#### 【重大事態への対処】

(重大事態への対処)

第13 本校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査（以下「重大事態調査」という。）を行う。

2 本校は、重大事態調査に係るいじめを受けた学生及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

3 本校が重大事態調査を行う場合においては、機構から、重大事態調査及び情報の提供について、必要な指導及び支援を受ける。

#### 附 則

この裁定は、平成26年7月22日から施行する。